

第6章 安全で衛生的な生活環境の整備

第1節 健康危機管理体制

ポイント

現状と課題

- ・「山梨県健康危機管理基本指針」による体制整備
- ・鳥インフルエンザが多くの国で発生しており、新型インフルエンザ(H5N1)など新たな感染症の発生に対する懸念が世界的に広がっている。
- ・核、生物、化学テロ情勢への適切な対応が求められている。

対策

- ・関係機関による体制整備
- ・新たな感染症への対応
- ・NBCテロ対策
- ・適切な情報の提供

< 現状と課題 >

県民の生命と健康を脅かす事態が発生するか、発生する恐れがある場合に、健康被害の発生予防、拡大防止等を図るため、健康危機に対する体制づくりが必要です。

平成13年10月4日に「山梨県健康危機管理基本指針」を施行し、県民への健康被害の発生予防と拡大防止等を迅速かつ適切に講じることとしています。

本方針では、健康危機は医薬品、毒物劇物、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる県民の生命、健康を脅かす事態としています。

構成員は、福祉保健部関係各課、総務部消防防災課、警察本部生活安全企画課と捜査第一課です。

保健所では、本指針に基づき、医療機関と連携を図る中で、所管区域内における健康危機管理に対応するため、「健康危機管理対策要領」を定めています。

また、山梨県衛生公害研究所では、健康危機管理発生時の原因究明に備え、試験検査などを行うため、保健所と同様に「健康危機管理対策要領」を定めています。

新型インフルエンザなどの新たな感染症の発生や核・生物・化学テロなどへの適切な対応が求められており、救命救急センター等に対する設備整備を進めています。

深刻な健康被害の発生が危惧されていることから、新たな健康危機管理体制の整備を図るため、本県における総合的な「山梨県危機管理基本指針」を策定し、事前対策、応急対策、事後対策に取り組んでいます。

保健所に搬送用備品の整備を行っています。

< 対策 >

1 関係機関による体制整備

関係機関による連携の強化

山梨県健康危機管理基本指針に基づき、健康被害の発生予防、拡大防止対策に努めるとともに、山梨県危機管理基本指針により、関係機関との連携を強化する中で総合的な対策を実施します。

定期的な実践的訓練の実施

健康危機発生時に迅速かつ適切な行動が行えるように、定期的な実践訓練を実施し、組織・マニュアル等の検証を行います。

2 新たな感染症への対応

発生に備えた防疫体制の整備

新型インフルエンザ・SARS等の行動計画に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・流行時の対応病床を確保・維持するとともに、対応訓練を実施していきます。

3 NBCテロ対策

NBCテロ災害に対処するための医療体制の構築

- ・NBC災害及びテロに対応する医療チームへの研修を行います。

4 適切な情報の提供

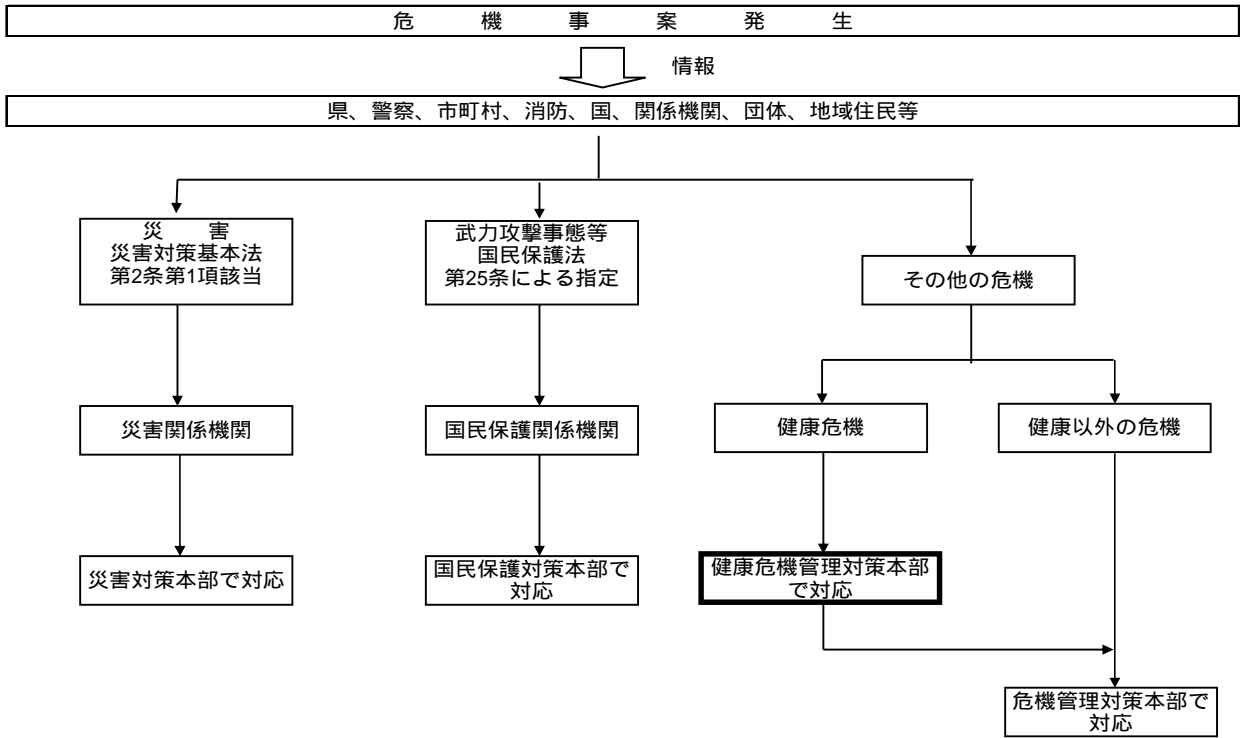
被害状況、対処方法、注意事項等の情報発信手法の確立

健康危機発生時には、各情報を正確に集約し、集約した情報を適切に発信することが非常に重要です。

そのために、情報の伝達手段・体制を検証し、正確で適切な、また、タイムリーな情報発信手法を確立します。

< 推進体制 >

山梨県危機管理体制



健康危機管理体制

